

内部統制システム構築に関する基本方針

当行では、以下に記載する基本方針に基づき、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 取締役の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

当行は「基本方針」において、「金融機関としての公共的使命を遂行することによって地域社会に奉仕すること」、「広い視野に立ち、つねに合理性を貫き堅実な経営により発展をはかること」を定めている。

取締役はこれを履行・実践するため、「コンプライアンス方針」、「倫理規程」をはじめとする各種の規程を定め、これらの規程に則って経営にあたることにより、法令および「定款」を遵守する。また、反社会的勢力による被害を防止するための態勢を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

業務の執行状況の効率的な検証を確保するため、職務の執行に係る情報・文書（含、電磁的記録）の取扱いに関する規程を定め、実施・管理するとともに、必要に応じて、かかる規程の遵守状況を検証し、見直しを行う。

また、取締役および監査役が、必要な時にこれらの情報・文書等を閲覧することができる体制を確保する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理を経営の健全性・安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、「統合的リスク管理方針」をはじめとする各種リスクに関する規程を定め、これに従って、適切にリスクの計測および評価ならびにリスク管理態勢の改善を行う。主要なリスクについては、定期的に第三者による外部評価を取得し、不断にその改善をはかる。
 - (2) リスクを統括する部署を定めるとともに、リスクごとに主管する部署を明確化し、リスク管理の実効性を確保する。また、リスク統括部署の担当取締役を委員長とするALM委員会等の組織体制を整備し、リスクの状況およびその管理状況については、定期的にまたは必要に応じて随時取締役会に報告または付議する。
 - (3) 管理すべきリスクは次のとおりとし、新たに認識したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応する部署を定める。
 - ①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスク、④オペレーショナルリスク、⑤その他経営に重大な影響を与えるリスク
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務の執行は、「基本方針」および「行動指針」を機軸とし、中期経営計画およびこれに基づく半期ごとの経営方針等を策定して行う。
 - (2) これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行う。
 - (3) 取締役会に付議すべき事項については、「取締役会規程」等により明確化するとともに、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、役員取締役で構成する常務会の協議を経るものとする。また、「業務決裁権限規程」等において、業務の重要性等に応じて下位者に対する適切な権限委譲を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかることとする。
5. 使用人の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制
 - (1) 当行は法令等遵守を業務の最重要事項の一つに位置づけ、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」等の規程を定めるとともに、統括管理する部署を設ける。また、当該統括部署を担当する取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンスに係る諸問題への対応にあたる。
 - (2) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制および社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見・未然防止に努める。
6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当行を中核とする企業集団における適正な業務運営を確保するため、子会社との間で内部監査契約を締結し、当行の内部監査部門が業務監査を行う。子会社の非常勤監査役に役職員を就任させるなど子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を監査する。
 - (2) 当行と子会社との間における不適切な取引等を防止するため、当行取締役と子会社の社長との間で半期に1回以上意見交換を行う。
 - (3) 子会社等との取引等にあたっては、取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないか検証する。
 - (4) 内部通報制度を当行および子会社全体での制度とし、子会社等の職員等からの通報・相談も可能とする体制とする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助するため、監査役室を設け、適切な人員1名以上を専任の使用人として配置する。当該業務にあたる者の職位、資質、陣容については、監査役会の意見を聴取して決定する。
8. 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の任命・異動・考課等については、監査役会の同意を必要とする。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制

役員は、監査役会および各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。この報告・情報提供に係る主なものは次のとおりとする。

 - ① 当行の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ② 当行の子会社等の活動状況
 - ③ 当行の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ④ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤ 内部通報制度の運用および通報の内容
 - ⑥ 稟議書等および主要な会議・委員会等の議事録の回付
 - ⑦ その他監査役が必要と認めた事項
10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的会合をもち、経営上の諸問題や監査役監査の環境整備の状況等について意見交換を行い、監査の実効性が確保できるよう協力する。